

## 会計年度任用職員募集要項

|            |  |
|------------|--|
| 任用根拠       | 会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）  |
| 任用期間       | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで  |
| 職 種        | 学校補助員  |
| 採用予定人数     | 1 名  |
| 従事すべき業務の内容 | 勤務校において、教職員の業務を補助する。   |
| 応募資格       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 8 項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当しないこと。</li> <li>・（障がい者雇用受験資格）次のいずれかに該当する者             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 身体障害者手帳（等級が 1 級から 6 級までのものに限る。）の交付を受けている者</li> <li>(2) 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者</li> <li>(3) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障がいがあると判定された者</li> <li>(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</li> </ul> </li> </ul> |
| 勤務日及び勤務時間  | 1 週間につき 30 時間とし、勤務時間については、校長が割り振る。   |
| 休 日        | 愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日  |
| 休 暇        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年次有給休暇 任期・勤務形態に応じて付与</li> <li>・その他の休日 愛媛県会計年度任用職員管理要綱により付与</li> </ul>  |
| 報 酬 等      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・報 酬 技能労務職員の給与に関する規定（昭和 32 年 11 月 22 日訓第 1367 号）別表第 1 技能労務職員給料表 1 級 1 号給から同表 1 級 9 号給までの各号給の範囲内で決定し、1 年目は、月額 154,395 円とする。</li> <li>・通勤費用弁償 会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき支給</li> <li>・超過勤務手当 会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき支給</li> <li>・期末手当、勤勉手当 会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき支給</li> </ul>  |
| 退職に関する事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。</li> <li>・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</li> <li>・学校補助員としてふさわしくない行為があったとき。</li> </ul>  |
| 退職手当       | 退職手当の支給はありません。   |
| 服 務        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの宣誓</li> <li>・信用失墜行為の禁止</li> <li>・政治的行為の制限</li> <li>・営利企業への従事等の制限（※兼業を行う場合は、所属長に届け出ること。）</li> <li>・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務</li> <li>・秘密を守る義務</li> <li>・争議行為等の禁止</li> <li>・職務に専念する義務</li> </ul>   |
| その他        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定により補償する。</li> </ul>   |

### ○応募手続

電話による応募

応募書類等についてご説明しますので、下記電話番号までご連絡ください。

電話 0 8 9 - 9 5 7 - 1 0 2 2（担当：事務課 平岡）